

平成28年3月10日

ハピライズ株式会社
代表取締役 林 順之亮 様

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL: 076-240-1012



申 入 書 4

貴社から、平成27年10月29日付「平成27年10月26日付貴法人からの申入書3に対する回答について」（以下「回答書」という。）を拝受しました。ご検討、ご回答いただき、ありがとうございました。

回答書を拝見し、改めて以下のとおり申入れさせていただきます。

第1 規約第7条について

規約第7条の「入会時の費用の返金をいたしません。」との記載が損害賠償額の予定に該当することは申入書2の第1及び申入書3の第1に記載したとおりです。

貴社の見解は、履行済みのサービスに対する対価である入会金を返金しないことを確認的に記載したものであり、損害賠償額の予定には該当しないというものだと推察されます。しかし、貴社の契約概要書面「12. 中途解約」には、サービス提供開始前とサービス提供開始後が明確に区別されて規定されています。そして、サービス提供開始前に解約した場合には、入会時の費用は返金されることとなりますが（ただし、入会金3万円は除く。）、除名の場合には、入会時の費用は返金されないこととなります。すなわち、サービス提供開始前に除名された場合には、履行が済んでいないサービスに対する対価についても返金されないのであり、貴社の見解に従ったとしても損害賠償額の予定に該当することとなります。

第2 特定商取引法49条2項について

クーリング・オフは、特定商取引法48条に規定されており、同法49条は関係ありません。したがって、規約第7条の除名時の場合には、同法4

9条2項は適用されます。

第3 申入れ活動の終了について

当法人は、規約第7条が消費者契約法9条、特定商取引法49条2項に違反すると繰り返し主張してまいり、これ以上、ご説明できることはございません。したがって、本申入書をもって申入れ活動を終了いたします。今後は、当法人の申入書及び貴社からの回答書を当法人のウェブサイトにて平成28年3月17日をもって公開させていただきます。なお、契約概要書面の記載につきましては、「平成27年4月30日付貴法人からの申入書に対する回答について」において、修正していただいたと伺っております。修正後の契約概要書面を当法人までお送りくださるようお願い致します。

以上